
安芸広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の公表及び

安芸広域市町村圏事務組合における女性の活躍状況の公表

安芸広域市町村圏事務組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき令和 7 年度の「安芸広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を下記のとおり策定します。

令和 7 年度計画

1 時間外勤務の縮減

時間外勤務が一部の職員に偏ることのないよう、係内の繁忙状況をみながら、年度の途中であっても、業務および事務分担の見直しや協力体制をとることにより、業務の平準化に努める。

2 年次有給休暇の取得の促進

年次有給休暇の取得目標を定め、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを実施する。

女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、安芸広域市町村圏事務組合における女性の活躍状況を公表いたします。

1 職員に占める女性職員の割合

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
任期の定めのない常勤職員	50%	50%	50%	50%	67%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	0%	0%	0%	0%	0%
全職員	33%	33%	33%	33%	40%

今後、現在の職員体制で事業を行っていく予定であり、新規職員採用の予定はない。

2 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

期間	月平均時間外勤務時間 (職員一人当たり)	月平均有休取得率 (職員一人当たり)
令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	0.98 時間	62.72%